

平成 27 年 9 月
東京税関業務部

関係各位

新たに追加された指定薬物の取扱いについて

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 140 号）が公布され、新たに 4 物質が指定薬物に指定されましたのでお知らせします。

○追加指定薬物：4 物質（別添 1 参照）

○公布日：平成 27 年 9 月 16 日（別添 2（官報）参照）

○施行日：平成 27 年 9 月 26 日（公布日から起算して 10 日を経過した日）

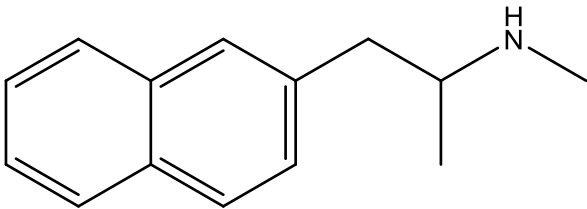
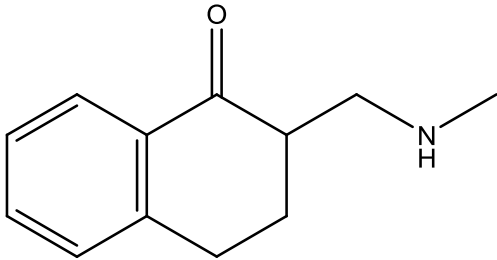
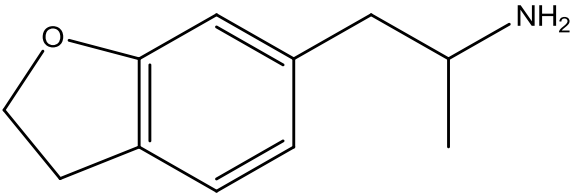
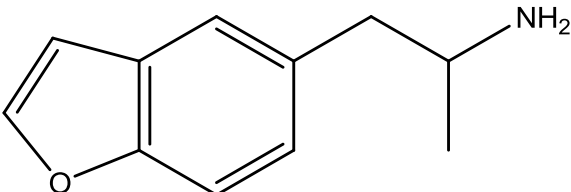
○注意事項

公布日から施行日の前日までの輸入通関にあたっては、厚生労働省確認済みの輸入報告書（薬監証明）又は輸入指定薬物用途誓約書が必要となります。

「指定薬物」の輸入に関しては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の所定の手続きが必要になりますが、指定薬物は原則、国や地方公共団体等が学術研究用又は試験検査のために用いる場合や疾病の治療に用いる場合等、特定の用途に使用する場合を除いては輸入が認められません。

【お問合せ】東京税関業務部通関総括第 2 部門
（電話：03-3599-6338）

指定物質一覧

1	<i>N</i> -メチル-1-(ナフタレン-2-イル)プロパン-2-アミン
	(通称:Methamnetamine) 
2	2-[(メチルアミノ)メチル]-3,4-ジヒドロナフタレン-1(2 <i>H</i>)-オン
	(通称:Mephtetramine) 
3	1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-6-イル)プロパン-2-アミン
	(通称:6-APDB) 
4	1-(ベンゾフラン-5-イル)プロパン-2-アミン
	(通称:5-APB) 

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一四〇）

省 令

○厚生労働省令第四百十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十五条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

令
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二百十六号を第二百二十号とし、第七十一号から第二百十五号までを四号ずつ繰り下げ、第七十号を第七十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

第七十四 N-メチル-（ナフタレン-ニール）プロパン-ニールアミン及びその塩類

第一条中第六十九号を第七十二号とし、第六十八号を第七十一号とし、第六十七号を第七十号とし、第六十六号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

第六十九 ニ-（メチルアミノ）メチル-（三・四）ジヒドロナフタレン-（二H）-オン及びその塩類

第一条中第六十五号を第六十七号とし、第六十九号から第六十四号までを二号ずつ繰り下げ、第六十八号を第六十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

第六十一 -（ペンゾフラン-ニール）プロパン-ニールアミン及びその塩類

第一条中第六十七号を第六十八号とし、第八十四号から第六十六号までを一号ずつ繰り下げ、第八十三号の次に次の一号を加える。

第八十四 -（二・三）ジヒドロペンゾフラン-ニール）プロパン-ニールアミン及びその塩類

第二条第五号の表中-（ペンゾフラン-ニール）プロパン-ニールアミン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

ニ-（メチルアミノ）メチル-（三・四）ジヒドロナフタレン-（二H）-オン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
--	----------------------

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。